

新発田市公式 LINE 運用ポリシー

1 運用するソーシャルメディアの種類

LINE (ライン)

2 アカウント名、ID、アカウント運用所属名

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) アカウント名 | 新発田市 |
| (2) ID | @shibata_city |
| (3) アカウント運用所属名 | みらい創造課 |

3 目的

新発田市公式 LINE として、市内在住者及び市外在住者へ向け、市に関する情報を広くタイムリーに発信することで効率的かつ効果的な情報の拡散・波及を図るため。

4 掲載内容

- (1) 市の主催事業のほか、共済、後援、実行委員会等により関わりのある事業に関する情報。または市外郭団体の事業に関する情報。
 - (2) その他運用者が必要と認めた情報
- ※上記の情報の全てを掲載するものではありません。

5 運用時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとしますが、12月28日から翌1月3日まで及び祝祭日を除きます。ただし、内容又は状況によって、上記以外の時間に発信することもあります。

6 運用ルール等

(1) 意見等への対応

原則として、返信はしません。個別の事業やイベントへの意見は、直接担当課へ問い合わせるか、新発田市ホームページの「各課へのお問い合わせ」をご利用ください。

(2) 質問等への対応

原則として、返信はしません。個別の事業やイベントへの質問は、直接担当課へ問い合わせるか、新発田市ホームページの「各課へのお問い合わせ」をご利用ください。

7 遵守事項

当該ソーシャルメディアの閲覧者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる行為をし

てはならないものとします。

利用者による投稿内容について、次の禁止事項に該当する、又は該当する恐れがあると新発田市が判断した場合は、利用者に予告なく投稿の削除やアカウントのブロック等、必要な処置をとることができるものとします。

- (1) 公序良俗、法律、法令等に違反する行為
- (2) 新発田市、他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (3) 政治、宗教活動を目的とした行為
- (4) 著作権、商標権、肖像権等新発田市又は第三者の知的財産権を侵害する行為
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為（ウェブサイトの紹介などを含む）
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させる行為
- (7) 他者になりすますなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (8) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏洩する等プライバシーを害する行為
- (9) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害したり、情報を引き出したりする、又は他者のアクセスを妨害する行為
- (10) わいせつな表現や不適切なものを含む行為
- (11) 当アカウントの発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (12) 当アカウントの発信する内容と著しくかけ離れているもの
- (13) その他、新発田市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

8 知的財産権の帰属

掲載している個々の情報（動画、文章、写真など）に関する著作権、商標権等の知的財産権は、新発田市又は新発田市以外の原権利者に帰属します。

内容を変更せず、出所を明記しての転載は可能です。ただし、無断転載を禁じる旨の注記がある場合は、この限りではありません。

9 免責事項

- (1) 当アカウントに掲載する情報の正確性については、万全を期していますが、新発田市は利用者が当アカウントを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。
- (2) 新発田市は、ソーシャルメディアを利用又は信用することで生じた直接・間接的な損失について、その責任を負いません。
- (3) 新発田市は利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。
- (4) 新発田市は、利用者間、又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 新発田市は予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用の中断又は中止をすることがあります。

1 0 個人情報に関する取扱い

ソーシャルメディアを通じて新発田市が取得した個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に取り扱うものとします。また、情報の発信についても、新発田市個人情報保護条例に基づき、適切に行います。

1 1 運用ポリシーの変更

運用ポリシーは予告なく変更する場合があります。

附則

この運用ポリシーは令和 6 年 2 月 1 日から施行する。